

新型コロナウイルス感染症に対する園対応

令和2年5月25日現在

	健康管理	園児、または家族（同居者）に風邪の症状や発熱が出た場合。または、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある出た場合	園児の家族（同居者）が発症した場合	園児が発症した場合
	全園児・全同居者へお願い	コロナウイルス感染症かどうかわからないが、体調不良の原因がコロナウイルス感染症ではないと言い切れない	コロナウイルスがこども・他の同居者に潜伏している可能性が非常に高い	施設内での感染拡大危惧される
	<ul style="list-style-type: none"> 検温の実施 自宅では、登園前に同居者全員の検温をお願いいたします 園の玄関では園児の検温を行います 登降園時は玄関でのアルコール消毒をお願いいたします（保護者のみ。園児は保育室入室後に手洗いをおこないます） 	<ul style="list-style-type: none"> ①かかりつけ医に相談・受診 ②保健所等に設置されている『帰国者・接触者相談センター』に相談 	保健所等に設置されている『帰国者・接触者相談センター』に相談の上、発症した同居者は指定医療機関・施設に入所 軽症の場合は、家庭内隔離	保健所等に設置されている『帰国者・接触者相談センター』に相談の上、発症した子どもは指定医療機関・施設に入所または家庭内隔離（看護する人を限定する）
該当者の対応				
休園の有無	<ul style="list-style-type: none"> 登降園時はマスクの着用をお願いします 	開園	自治体に確認の上、休園	自治体に報告・確認の上、休園
こどもの登園の可否	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの送迎は、乳児は保育室、幼児は玄関で行います。 	当該家庭は家庭保育を要請 他の園児は登園可	全員登園不可 *職員も出勤不可	全員登園不可 *職員も出勤不可
登園不可の期間	<ul style="list-style-type: none"> 『未広認定こども園の感染症対策』に準じます（別紙参照） その他に呼吸器症状（鼻水や咳・痰）を有する場合は家庭保育をお願いする場合があります 	保健所等に設置されている『帰国者・接触者相談センター』に相談結果に準ずる	14日間登園不可（同日含む） *14日間の間に新たな発症者が出た場合は休園期間を延長し、開園時感染された家庭から『登園許可書（治癒証明書）』を提出していただく *登園許可書（治癒証明書）は病院で出していたものでかまいません	14日間登園不可（同日含む） *14日間の間に新たな発症者が出た場合は休園期間を延長し、開園時感染された家庭から『登園許可書（治癒証明書）』を提出していただく *登園許可書（治癒証明書）は病院で出していたものでかまいません
環境消毒	保育室の清掃と消毒を行います	必要（職員対応）	必要（業者対応）	必要（業者対応）

*対応は作成時現在のものですので、随時変更になるともあります。変更になりましたら、その都度連絡いたします。

緊急事態宣言解除は、安全宣言ではありません。こども園はどうしても三密状態になりやすく、完全な感染予防はいたしかねます。十分にご理解のほどよろしくをお願いいたします。また、引き続き自宅での保育が可能な場合は、ご協力をお願いします。